

オンライン服薬指導の全国解禁なるか？

2018.9.3 発行

特区で続々開始の「オンライン服薬指導」

体調が悪くなったら、病院に行って処方箋をもらい、調剤薬局で薬を処方してもらい、。当たり前のようなこの一連の流れが変わる世の中が、すぐそこまで来ているかもしれません。

この夏、調剤薬局最大手のアインホールディングス(9627)傘下のアイン薬局は、愛知県の国家戦略特区で「オンライン服薬指導」を開始しました。また同じく大手である日本調剤(3341)、総合メディカル(4775)も福岡県内の特区での参入を発表しています。相次ぐ大手の参入の流れ、。そもそも、この聞きなれない、「オンライン服薬指導」とはいったいどういう仕組みなのでしょう？

その前に「オンライン診療」とは

近年、医療機関に出向かずに、自宅にしながら、テレビ電話やスマホなどで診療を受けることのできる「オンライン診療」が広がりを見せています。当初は、特定の疾患や、離島などの特別な地域での診療(遠隔診療)に限定して認められていましたが、2015年に地域の制約がなくなり、事実上の全国解禁となっています。2018年には、実施の指針(*)が公表されるなど、ルール整備が進んでいます。

(*) 情報通信機器を使い、患者とリアルタイムのコミュニケーションが取れること、初診と3か月に1度は対面診療など。

厚生労働省がルールの整備を急ぎ、「オンライン診療」を後押しする背景には、①情報通信技術の進展、②通院時間が取れない患者の治療継続を後押しし、重症化を防ぐ、③医師の訪問診療の負担の軽減などが挙げられます。また、昨今の医師不足という問題もオンライン診療が広がる一因となっています。

一方、「オンライン診療」を受けても、薬については、調剤薬局に出向き、薬剤師による対面の服薬指導後に受け取らねばならず、せっかくの「オンライン診療」の利便性が損なわれるという声があがっています。

ここで登場するのが、「オンライン診療」同様、薬局に出向かずに、自宅にしながら薬が受けとれる「オンライン服薬指導」なのです。

「オンライン服薬指導」の仕組み

では、「オンライン服薬指導」の具体的な仕組みを、上述した愛知県のアイン薬局の例でみていきましょう。

まず、患者は、①オンライン診療を実施している医療機関でオンライン診療を受けます。②次に、医療機関は、アイン薬局に処方箋を郵送で送付します

当資料は、ホームページ閲覧者の理解と利便性向上に資するための情報提供を目的としたものであり、投資勧誘や売買推奨を目的とするものではありません。また、当サイトの内容については、当社が信頼できると判断した情報および資料等に基づいておりますが、その情報の正確性、完全性等を保証するものではありません。これらの情報によって生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いかねます。

アナリスト・コラム

(**）。③患者は予約時間にスマホなどのTV電話を通じて、薬剤師から服薬指導を受けます。④処方された薬は宅急便などで、患者の自宅に配送されず。

(**)アイン薬局では医療機関から直接薬局に処方箋が郵送で配布されていますが、他では直接患者へのFAX、郵送のケースも例示されています。

特区から特区外へ

利用者にとって、とても便利そうな「オンライン服薬指導」ですが、「オンライン診療」が全国で実施されているのに対し、「オンライン服薬指導」は、まだ、指定された国家戦略特区でしか受けることができません(図表1参照)。

(図表1) 国家戦略特区一覧

県	具体的な特区名
愛知県	西尾市一色町佐久島、新城市、知多郡南知多町日間賀島、知多郡南知多町篠島、北設楽郡設楽町、北設楽郡東栄町、北設楽郡豊根村
福岡県	福岡市:東区(勝馬校区、志賀島校区)、早良区(曲淵校区、脇山校区の一部)、西区(小呂校区、玄界校区、能古校区)
兵庫県	養父市

出所: 各自治体ホームページ等から明治安田アセットマネジメント作成

「オンライン診療」に比べ後発ということ、また、限定された特区内のみの解禁のためか 2016 年から法整備が行われたものの、当初は事業者の参入意欲も低かったようです。が、ここに来て、冒頭で述べたように、続々と大手調剤薬局の参入がはじまっています。2018 年 7 月から公的医療保険の適用対象となるなど、制度面での後押しがあったこと、また完全な在宅医療実施のためには、やはり、特区以外でも解禁すべきという声が高まり、2019 年の法改正が検討されたことで、事業者の参入意欲が高まったといえるでしょう。

拡大の動きと課題

利用者にとって、全国展開となるとありがたい「オンライン服薬指導」ですが、現在の特区内での実施については、居住地から一定の距離内に調剤薬局がない、公共交通機関の便が不便等、厳しい要件があります。より使いやすく、便利な仕組みとなるためには、安全性は担保しつつ、これらの要件の緩和も期待されます。また、服薬指導のニーズが一番高いと思われる高齢者は、スマホなどの情報機器の使用に慣れていないといえます。高齢者がより容易に情報機器を使える技術面でのサポートも必要といえましょう。

利用者の利便性は増しますが、全国解禁は調剤薬局の業界地図を塗り替える可能性もあるといえます。今後の法改正の動きに目が離せません。

株式会社運用部調査担当 シニア・リサーチ・アナリスト
(水産農林・食品・小売・サービス担当)
小川 真澄

当資料は、ホームページ閲覧者の理解と利便性向上に資するための情報提供を目的としたものであり、投資勧誘や売買推奨を目的とするものではありません。また、当サイトの内容については、当社が信頼できると判断した情報および資料等に基づいておりますが、その情報の正確性、完全性等を保証するものではありません。これらの情報によって生じたいかなる損害についても、当社は一切の責任を負いかねます。